

平成19年度予算編成要領

第1 予算編成の基本方針

国においては、平成19年度の予算について、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を踏まえ、歳出・歳入一体改革で財政健全化の努力を中長期的に維持・強化していくことを改革の基本とし、従来の改革努力を継続する厳しい基準を設定し、メリハリの効いた歳出見直しを実施するとされている。

また、地方財政については、国の取組と歩調を合わせて、地方公務員人件費の大幅削減や地方単独事業の抑制を実現するとともに、これらの歳出削減努力等を前提として地方財政計画ベースで地方交付税等の一般財源総額を確保することとされているが、個々の地方団体の一般財源総額が確保されるものではない。

本県では、本年3月に「行財政改革推進プラン」を策定し、職員定数の大幅削減をはじめ、歳出・歳入各般にわたる行財政改革に全庁をあげて積極的に取り組むこととしている。

平成19年度以降の本県を取り巻く財政環境は、景気が回復しているというもの、県税や地方交付税などの一般財源の先行きが不透明であり、また、社会保障関係経費や職員の大量退職に伴う退職手当の大幅な増加が見込まれるなど、依然として厳しい状況が予想される。したがって、「行財政改革推進プラン」を踏まえ、持続可能な財政構造への転換を図るため、従来にも増して財政健全化の取り組みを着実に推進する必要がある。

このような状況の中、平成19年度の予算編成にあたっては、『財政の健全化と県政の課題に挑戦』するため、全事業を対象とした「事業の仕分け」の結果を予算に適切に反映するとともに、新たな財源の発掘に努めることにより捻出した財源を、県民に資する事業に振り向け、より効率的で質の高い施策を展開するための予算を編成することを基本とする。

第2 総括的事項

1 『分権型社会に対応する自律した県庁』づくりの推進

(1) 「事業の仕分け」の結果に基づき、県行政の守備範囲を明確にするとともに、行政の責務・責任領域とされる事業についても、民間活力の導入等により、業務の削減・簡素化を積極的に図ること。

なお、これらの事業見直しにより捻出した財源は、県勢発展につながる新たな施策の展開に充当することとし、当該財源を控除した既存事業のうち「一般事業」については、従来のガイドラインによる節減目標を設定することなく、県負担額ベースで対前年度同額を上限として、各部局の自主的・主体的な要求を認め、施策の重点化・効率化を推進することとする。

(2) 新たに「事業費予算」に「職員給与費」を加えた「トータルコスト予算」分析手法を導入し、事業執行に要する行政コストの全体像を把握するとともに、予算査定と組織・定数査定の連携を強化する（別途通知）。

なお、各部局の主体的な取組により、新たに外部委託を導入することで、「トータルコスト予算」として経費が節減される場合は、下記の「メリットシステム」の適用対象とする。

- (3) 計画的な予算執行と節減努力を促すとともに、新たな工夫による歳入の確保を図るため、平成18年度に引き続き「メリットシステム」を実施する。
- (4) 新規施策並びに重点施策などの追加財政需要に対応するため、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、既存施策の廃止・縮小を図ること。
- (5) 年度内に見込まれる財政需要を可能な限り要求に盛り込む一方、事業費の精査を徹底し過大な見積もりを行わないのは当然であり、過去の決算状況等も勘案し適切に所要額を要求すること。

2 県勢発展につながる効率的で質の高い施策を積極的に展開

- (1) 『安心で活力あふれる和歌山』の実現を目指し、「産業振興と雇用の確保」、「都市との交流による地域活性化」、「最小不安社会の実現」、「環境・美化社会の創造」、「健康で、心豊かな社会の推進」、「人づくり・教育改革」及び「県土整備・まちづくり」等に重点的に取り組むとともに、喫緊の課題についても適切に対応していく。
- (2) 県民ニーズを的確に把握し、重点的に推進するとともに、人口減少対策など本県が抱える課題解決に果敢に取り組むため、全国に先駆けた新規事業を行う場合は、「課題対応型予算」として要求基準にとらわれることなく要求を認める。なお、この場合、一般事業費の県負担額は前年度を上回らないことを前提とする。
- (3) 将来にわたって施設の利活用が見込まれるスポーツ施設等について、当該施設整備（県有施設の耐震診断の結果、改修が必要と診断された施設改修を含む。）を計画的に実施する場合は、適正かつ必要最小の所要額について要求を認める。
- (4) 上記（2）及び（3）以外の新規事業についても、既存事業の見直しによる新陳代謝を図ることにより積極的に取り組むこと。
- (5) 県民福祉を増進する一方で中長期的には経費の削減につながるような仕組みや、和歌山モデルなど新たな発想による施策展開や県民との協働に積極的に取り組むこと。
- (6) 「和歌山県人権施策基本方針」を踏まえ、人権尊重の社会づくりに十分配意すること。
- (7) 新規事業の実施期間は、洗い直しの徹底及び事業の効率的な執行等を図るため、原則3年以内のサンセット方式とすること。

3 財政健全化に向けた取り組み

- (1) 「行財政改革推進プラン」を着実に実施するため、徹底したコストの削減や施策の洗い直しに取り組むこととする。
このため、これまで積極的に推進してきた事業や人件費を含めたすべてについて聖域なく見直しをする必要があり、あらゆる視点から総点検を実施すること。
- (2) また、公共事業及び県単独投資については、国に準じて県負担額ベースで3%の削減を図ることとする。
なお、既存事業については、スクラップ・アンド・ビルトを徹底し、施策全般を総合的に勘案のうえ、役割分担や費用対効果、必要性、緊急性、時代の趨勢等を洞察し、各部局の自主的・主体的な判断・考え方に基づき見直しを徹底したうえで要求すること。
また、今後の「歳出・歳入一体改革」の動向によっては、更なる見直しを求めるもあり得るので留意のこと。
- (3) 経済情勢の推移を見極めるとともに、各省庁の概算要求状況や予算措置状況、地方財政措置の動向に留意し、財源の確保に最大限努めること。

第3 個別事項

1 歳入に関する事項

(1) 県税

今後の経済情勢の推移等を十分見極めるとともに、負担の公平性を確保するために徴収率の向上を図り、見込み得る額を適切かつ最大限計上すること。

(2) 地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

地方財政計画や過去の実績を勘案のうえ、見込み得る額を適切かつ最大限計上すること。

(3) 国庫支出金

国の動向等を十分見極め、適正な額を計上し、過大見積もりや年度途中における大幅な補正が生じないよう留意すること。

また、国の概算要求の状況等も精査し、現在県単独で実施している事業について、国庫対象となるものがないか十分に検討すること。

(4) 分担金及び負担金

事業内容、受益の程度、他事業との均衡等を勘案して必要な見直しを行い、負担の適正化を図ること。

(5) 使用料及び手数料

対象件数を的確に把握し、適正な額を計上すること。

また、有料施設にあっては、新たな観点から料金収入の増収に努めること。

(6) 財産収入、諸収入、その他の収入

従来の実績を精査するとともに、徴収方法の改善等創意工夫により極力増収に努め、見込み得る額を最大限計上すること。

(7) 県債

中長期的な財政の安定的運営を確保するため、長期債の導入等により極力公債費の増嵩を抑制することとし、地方債計画等に基づく適正な充当可能額を計上すること。

(8) その他

一般財源扱いとなる歳入についても、財源確保の観点からあらゆる収入を洗い直し、可能な限りの額を計上すること。

2 歳出に関する事項

(1) 職員費（報酬を除く人件費）、公債費、諸支出金

年間所要額を計上する。

「行財政改革推進プラン」を踏まえ、「事業の仕分け」による民間委託等を従前にも増して推進するとともに、事務量の削減を図り、適正な人員の再配置に努めることにより、人件費総額を縮減することとする。また、賃金支弁職員についても、その削減に努めること。

なお、政令等によらない増員要求は、原則として認めない。

(2) 政策経費

① 政策推進費

ア 特定施策費

(ア) 義務的経費

法令等国の制度に基づき実施する「扶助費」、「補助費」などの義務的経費については、過去の決算額等を検証のうえ、適正な年間所要額を見積もること。

(イ) 積立金

一般財源による新たな基金積立ては、原則として行わない。

(ウ) 繰出金

特別会計についても、この要領を踏まえ、必要かつ最少の経費を見積もることにより、繰出金の縮減を図ること。

(エ) 出資金、貸付金

目的・効果・条件及び実績等、制度全般にわたる検討を加え、資金の効率的な活用に留意して所要の額を適正に見積もること。

(オ) 予備費

前年同額を計上する。

イ 大規模施策費

特定の施策推進のため、短期間に相当の支出を必要とするものとして事前協議済みの経費については、適正かつ必要最小の所要額を見積もること。

各種建設事業については、新たな施設の建設は、原則として協議済みの事業のみとし、現在計画中の事業についても、必要性の観点から再度熟慮したうえで、公共施設としての使用目的に応じた適正な規模、構造等のほか、後年度負担にも留意し、極力、工事費の抑制に努めること。

また、料金収入等受益者負担を前提として運営される施設の計画については、あらかじめ採算性や運営主体、運営方法等を十分検討すること。

ウ 一般事業費

既存事業については、事業の総点検を行うとともに、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、新規・既存を問わず、施策のより一層の重点化・効率化を図ること。

したがって、事業の優先順位の吟味、目標・期限の設定、費用対効果や後年度財政負担の検討、組織や人員増をもたらさないための工夫はもとより、事業の実施効果の定量的検証を行い、事業の統廃合等思い切った見直しを行うこと。

物件費については、一部を除き「標準事務費」として整理するので、各部局の主体的判断により、過去の決算額等を勘案のうえ、必要な科目に計上して要求すること。

② 基盤整備費

ア 特定公共事業費

(ア) 国直轄事業負担金

国の事業計画を的確に把握し、所要額を適正に見積もること。

(イ) 災害復旧事業費

過去の実績等を勘案し、年間所要見込額を適正に見積もること。

イ 一般公共事業費

公共事業費については、国の公共投資の方針や各省庁の予算措置の動向に留意したうえ、地域の実情も踏まえ、従前以上に緊要性の高い事業や箇所に重点的・効率的に配分するよう配意するとともに適正に見積もること。

また、近年、多額の繰越が生じていることに鑑み、用地取得の見通し等、年度内執行の可能性に特に留意のこと。

なお、県単独投資も含めた公共工事については、重点投資及びコスト縮減対策の推進、客観的な評価による効率性の確保等により、一層の効果的・効率的な実施に努めること。

なお、公共事業とともに県単独投資事業についても、県産品・県産材を積極的に活用するなど、新たな観点から、本県の特性を活かす工夫に大いに取り組むこと。

ウ 県単独投資事業費

年度内執行の可能性、投資効果、地域の実情等を十分検討し、公共事業との関連性を考慮のうえ、緊要性や優先順位に従って事業を厳選することにより、重点整備を図ること。

また、県単独事業に係る事務費については、事務费率の見直しなど事務費の縮減に努めることとし、実質事業費の確保に努めること。

(3) その他留意点

行政改革の観点から、事務の簡素化・合理化及び効率化を図り、なお一層の節減に努めることとし、要求基準の趣旨に沿い必要最小限度を見積もること。その際、予算執行状況調査の結果や平成16年度に示した「コスト削減取組指針」を踏まえ、事業費や各種単価等の設定にあたっては、なお一層の精査を行うとともに、競争原理の導入等契約の締結方法の見直しを行うこと。

また、環境に及ぼす負荷の低減の観点から「和歌山県地球温暖化防止実行計画」等を積極的に推進すること。

さらに、「地産地消」の観点から、県産品・県産材の積極的な活用に努めること。

① 国庫補助事業

国庫補助事業であっても、その事業効果や随伴して県費を投入する意義等について、先例にとらわれることなく主体的に判断のうえ、県勢発展のために真に必要なもののみ要求すること。

② 法令に基づかない補助金・負担金

これらについては、従来からも行政の財政的関与の必要性、補助目的、効果等の観点からの検討を加えてきたところであるが、平成19年度予算についても、「県単独補助金の見直しについて」（平成16年8月12日付け財第128号）の趣旨を踏まえ、要求段階においてその必要性を十分に吟味し、積極的に整理・統合、廃止・縮小などの見直しを行うこと。

特に、費用対効果の観点、事業効果が希薄と思われる補助金・負担金については徹底して見直しを図ること。

③ 行事（イベント）や審議会等

これまで、継続して実施してきた行事（イベント）・審議会等についても、施策効果などの観点から改めて点検し、見直すべきものについては、積極的に整理・統合を図ること。

なお、地方分権の流れを受け、今まで法律や政令等により義務づけられていた各種審議会の設置の必要性をはじめ、引き続き全体的に事務内容の見直しを行うこと。

④ 県有施設の運営

県有施設の運営については、「指定管理者制度」や「市場化テスト」等の積極的な導入を図るとともに、経費節減に努めることは当然のことながら、特に有料施設にあっては、県民の利便性の向上、利用率の向上を図る工夫を行うこと。

⑤ 試験研究機関

試験研究機関については、意欲ある試験研究を発掘し、固定観念にとらわれることなく、その活性化策を積極的に展開し、より県勢の発展に寄与する成果の実現に努めること。

⑥ コンピュータ・システム開発等の経費

コンピュータ・システム開発等の経費については、「和歌山県情報処理規程」に基づき、あらかじめ情報システム課による協議・審査を経たうえで要求すること。

なお、情報システム課への協議は、審査に時間を要する場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

第4 特別会計等

1 特別会計

特別会計についても、一般会計に準じ編成することとする。

財源不足額について、安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、長期的見直しのもとに会計の健全かつ安定的運営に努めること。

また、公営企業（準公営企業を含む）会計については、独立採算性の原則及び経済性を十分認識し、所管する事業を徹底して見直すなど、その内容について従前以上に厳しく精査し、収益の確保に全力をあげて努めること。

なお、「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）を踏まえ、事業の一層の自立性の強化と経営改革の推進を図ること。

2 公社等

事業計画、予算の策定にあたっては、この通知の趣旨はもとより、収益の確保、経費削減、資金調達・運営方法の見直しなど経営の合理化に努め、長期的見直しのもとに健全経営の確保を図るものとし、安易に財政援助を期待することのないよう関係各部局において指導を徹底すること。